

令和3年10月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年10月11日（月）

宗像市農業委員会

令和3年10月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年１０月１１日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年１０月１１日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年１０月１１日 午後４時３５分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席１９人 欠席 ５人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	×
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	×	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	×
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	○
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	５番	松井 徳一郎		６番	梶原 富子

令和3年10月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
受付NO1 承認

第2号議案 あっせんの申出について
受付NO1 承認
受付NO2 承認
受付NO3 承認

第3号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について
受付NO1 承認
受付NO2 承認

第4号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について
承認

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和3年10月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は19名です。

よって、令和3年10月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1の譲受人と譲渡人の説明をいたします。転用目的は、資材置場になります。譲受人の●●●●さんは、●●に事務所を構え、建設業を営んでいます。譲渡人の●●●●さんは、相続によりこの農地を取得しましたが、ご自身も年齢を重ね、数年前から売却を考えていました。譲受人の●●さんはこれまで借用していた資材置場が利用できなくなったということで、代替地を探していたところ、地元の不動産会社から●●さんの農地を紹介されました。申請地は資材置場として広さも適当で、大きな造成も必要なく、市道に面しているなど好条件で、資材置場として利用したいということでお互いの話がまとまり、農地法第5条の許可申請となっています。

地元水利組合長の承諾もあります。今回の農地法第5条許可は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。

以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告します。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、資

材置場になります。再生砕石や砂、残土仮置き場、車両の駐車スペースなどが整備されます。造成については、敷地全体を均等にバラス敷きに整地する程度で、大きく地形が変わることはありません。雨水については、既設の水路に排水されます。汚水や、生活雑排水は発生しません。日照や通風は、周辺に特に問題ないと考えています。また、騒音についても、特に影響ないと考えています。

地元の水利組合長の承諾も得ております。農地区分は、水道管と下水道管が埋設されている道路と接し、おおむね500m以内に2つの教育施設があり、第3種農地に該当しますので、今回の農地法第5条の農地転用は、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、事務局から第1号議案の受付NO1についての議案説明と担当地区委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。3件の案件が申請されています。受付NO1、受付NO2、受付NO3について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1から受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO3までの説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第3号議案、受付NO1、受付NO2、受付NO3のあっせん委員の選出にあたっては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1、受付NO2、受付NO3のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1と受付NO2について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1、受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO1及び受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1及び受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1及び受付NO2については、所有権の移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4議案、令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項になります。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。

宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和３年１０月定例農業委員会総会は閉会いたします。